

01 警察庁 非予算(構造改革特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・制度提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁	
0120010	特殊自動車の荷役走行の禁止規制の緩和	道路運送車両法第4条 道路交通法第55条、56条、57条 国土交通省通達昭和30年6月20日自車第331号	車両の運転者は、当該車両の乗車又は積載のために設備された場所以外の場所に積載して車両を運転してはならない。	道路交通法に基づく国土交通省通達で禁止されている特殊自動車の荷役走行を可能とする。	特殊自動車の登録を行わず、工場敷地内のみ使用しているフォークリフトが、製品を積載した状態で公道を走行できるようすることで、製品輸送の効率を高め、工場の製品原価に与えるコスト増の影響を排除し、収益構造に良好な変化を与え、工場の活性化に資する。 提案理由 防府市の塩田跡地及び沖合埋立地に広がっている工場地帯は、工業専用地域として整備され、現在、(株)マツダの組み立て工場を中心とした自動車関連企業群が多く立地している。近年、新興国の台頭に牽引される形で、輸出貨が増加しており、多くの自動車部品工場が、製造ラインの増設や工場建屋の新設を行っている。この影響で、同一会社の第一工場と第二工場が少し離れて立地したり、工場敷地を切り売したことで、同一会社の製造ラインが分散してしまう事態が発生している。このため、工場内の製品輸送に際して、ほんの僅かな距離であっても公道を利用しなければならず、運搬前に登録された車両を用いたり、ほんの僅かな製品数量でも、輸送トラック等への積み替えが必要となっている。公道を走る一般市民は工業専用地域という特殊な状況にない状況である。本特例措置があれば、公道を敷地内と同じ条件で製品輸送に活用でき、登録車両を準備するコストを削減することができる。	C	道路運送車両法第4条、道路交通法第55条、56条、57条、国土交通省通達昭和30年6月20日自車第331号	道路運送車両法第4条、道路交通法第55条、56条、57条、国土交通省通達昭和30年6月20日自車第331号	道路運送車両法第4条、道路交通法第55条、56条、57条、国土交通省通達昭和30年6月20日自車第331号	道路運送車両法第4条、道路交通法第55条、56条、57条、国土交通省通達昭和30年6月20日自車第331号	道路運送車両法第4条、道路交通法第55条、56条、57条、国土交通省通達昭和30年6月20日自車第331号	1 0 0 2 0 1 1	防府市	山口県	警察庁 国土交通省
0120020	電動自転車への付属物取り付け要件の緩和	道路交通法第2条第1項第11号の及び同条第3項 道路交通法施行規則第1条第4号	電動自転車については、道路交通法施行規則で定める一定の基準に該当するものに限り、「身体障害者用の車いす」に該当し、これを通行させている者は、道路交通法第2条第1項第11号の3及び同条第3項の規定により、歩行者として取り扱われる。また、身体の状態により当該基準に該当する車いすを用いることができない者が用いるものについては、それを用いることがむづかしいことにより、警察署長の確認を受ける者も歩行者として取り扱われることとなる。	現行法で規制されている電動自転車への付属物の取り付けについて、長さ、幅及び高さの基準を緩和するとともに、個別確認申請をしなくとも一括申請により不特定多数の利用対象者が共同利用等できるようにする。	現行の電動自転車は、大きさを越えてバスケットの設置や急な雨天等気象変化に対応できるよう側面照明の取り付けを可能とし、また付属物取り付けの個別確認申請ではなく一括申請することにより、不特定多数の利用対象者がシェアリングやモビリティミックスなど新たな活用形態で自由に移動できる環境を構築することを目指す。 提案理由 熊本県では低炭素社会の実現に向けた電動モビリティの活用や住居の生活の質(QOL)向上に向けた「次世代パーソナルモビリティ実証実験」に取り組んでいるが、電動自転車による乗客参加から「乗り物としてもかさばる荷物を持ち込めずスペースがない」、「季節・天候に関わらず乗れるよう乗車を取り付けたい」という要望がある。これらの問題は、個別に警察の警察署へ確認申請が必要であったり、基準の大きさを越えて道路を通行する場合は電動自転車になってしまうが、本県の実証実験は高齢者集合住宅での共同利用(シェアリング)や自宅から電動自転車に乗り、公共交通機関に乗り換え、外出先で再度電動自転車に乗り換えて移動といった交通連携(モビリティミックス)の可能性を検証することとしており、このような新たな活用形態を構築していくためには、不特定多数の対象利用者が利用できる環境を整備する必要がある。今回の提案では、電動自転車自体の規格を変えるものではなく、あくまで付属物についての規格緩和と現行法上個別の確認申請としているものを一括申請することとしており、実証実験対象地域に限定し、警察警察署へ規格を確認した上で付属品を製作・装着する。	C	道路交通法第2条第1項第11号の及び同条第3項、道路交通法施行規則第1条第4号	道路交通法第2条第1項第11号の及び同条第3項、道路交通法施行規則第1条第4号	道路交通法第2条第1項第11号の及び同条第3項、道路交通法施行規則第1条第4号	道路交通法第2条第1項第11号の及び同条第3項、道路交通法施行規則第1条第4号	道路交通法第2条第1項第11号の及び同条第3項、道路交通法施行規則第1条第4号	1 0 4 3 0 1 0	熊本県	熊本県	警察庁